

# 厚生教育



■9月16日開催

**オミクロン株対応ワクチンの接種始まる**

オミクロン株対応ワクチンについて、接種回数は1人1回とする。

4回目の接種がまだの60歳以上の方、医療従事者などは10月から接種を開始する。3回目接種がまだの12歳から59歳の方は、60歳以上の方などの接種にめどがついた段階で接種を開始する。

4回目の接種を終了された方は、4回目の接種日から5か月後にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始する。

1・2回目の接種がまだの方は引き続き従来株ワクチンを接種する。

■10月20日開催

**物価高騰に緊急支援助**

令和4年9月26日に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援助付金に係る改正交付要綱及び改正支給要領などが示され、予算措置などが準備を進められている。

支援金の支給対象は、令和4年9月30日に住民基本台帳に登録されている世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯で、支給額は一世帯当たり5万円である。

支給方法は、住民税均等割が非課税世帯へは、町から確認書を送付するが、家計急変世帯は町への申請が必要となる。

なお、コールセンターも設置予定である。

【主な質疑応答】  
**問** 非課税世帯となった場合は含まれるのか。  
**答** 前年度は課税世帯であったが、令和4年1月以降収入が減少し、非課税になる世帯が対象となる。また、予期せず収入が減少した世帯が対象となるので、あらかじめ明らかかな収入減少となる定年退職は含まれない。

**セフレ播磨メディカルフロア改修工事**  
セフレ播磨メディカルフロアは、現状のスペースではフロアの利用に不向きである。また今後、入居者における利用形態の柔軟性を確保するためにも改修工事を実施し、入居者の変更が可能となる仕様に改修する。

工事箇所は、セフレ播磨メディカルフロア2階部分の215平方メートルで、令和5年4月から改修工事を予定している。なお、工事は令和5年度になるため予算の繰越を行う。

【主な質疑応答】  
**問** 平日は他の医療機関が開業しているが、工事の振動など影響はないか。  
**答** 他の医療機関に影響が出ないよう、廊下側に工事壁を設置し、振動が出る工事は診療時間外に行う。

**セフレ播磨の前は児童の通学路になっている。工事期間中の安全管理は、通行が妨げられないよう設計を進めていき、安全に工事を進める。**

【主な質疑応答】  
**問** GIGAスクール構想時に、議員からスピードの点で指摘があった。当初の見積もりが甘さがあったのではないか。  
**答** 結果的に当初の予想を上回ってしまった。GIGAスクール構想時には実証データがなく、時間も限られた中で若干無理があった。

学校情報化推進事業における光回線導入について、令和4年4月現在、地域BWA回線で各学校のタブレット端末を利用しているが、現状では十分に対応できていない。同時利用は2クラス程度が限度となっている。今後、デジタル教科書をはじめとして負荷のかかるソフトが増えるため、回線の増強が不可欠と考え、光回線の導入を行う。



▲改修予定のメディカルフロア

# 総務建設

## 専決処分事項の議会の議決による指定

■10月28日開催

**専決処分事項の議会の議決による指定**

地方自治法の規定により専決処分ができるよう、次の2点について協議した。

1 一点目に1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。

2 一点目に法律上、町の義務に属する1件50万円未満の損害賠償の額を定めること、これに伴う和解及び調停に関すること並びにこれに伴う補正予算に関することである。

指定を必要とする理由として、一点目の事項について、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解あつせん、調停及び仲裁に関するものを議会の議決すべき事件の一つとし

て規定している。しかし、内容によっては速やかに対応することが求められており、簡易裁判所の民事訴訟は、比較的少額な事案を対象とし、迅速に解決するものとされている。

次に、2点目の事項について、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることを議会の議決すべき事件として規定している。これは、地方公共団体が損害賠償をすることは、異例の支出に属するものであるところから、その適正を図るために議会の関与が認められたものである。しかし、特に法律上町の義務として損害賠償が課せられた場合、法の趣旨を損なわない範囲で、速やかに対応することが必要となる。

また、播磨町水道事業

及び下水道事業の設置等に関する条例において、損害賠償の額が50万円以上のものであることについて議会の議決事項として定めている。このことから、水道事業及び下水道事業以外のものについても1件50万円未満とする。

【主な質疑応答】  
**問** 対象の価額が1件140万円以下の事件で、簡易裁判所の取り扱いにならないケースは考えられるのか。  
**答** 原告、被告の双方が望まなければ少額訴訟は開始されず、通常訴訟に移行することもあり得る。また、一定の場合には裁判所が職権で通常訴訟に移行させることができる。と法律で定められている。

**問** 通常訴訟が行われた時に、損害賠償額は変わ

らなくても、それに伴う訴訟費が高額になるケースもあると考えられるが、運用の方法は、  
**答** 訴えの提起に關しての専決処分であるため、訴訟にかかる費用については別途、顧問弁護士費用を含めて当初予算で措置をする。

※専決処分とは

本来、議会の議決・決定を経なければならぬ事柄について、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することという。



令和4年度議員研究会に参加  
令和4年10月14日、神河町・中央公民館「グリンデルホール」にて議員研究会が開催され、参加しました。

議会広報公聴常任委員会  
第43回議会広報誌コンクール表彰にて、はりま議会だより254号が特別・中央文化社賞を受賞しました。